

平成17年度

異常気象による渇水 (抄)

(総括)

水道局

目 次

	序文	1
1	渇水にいたる経緯	3
2	広報について	3
(1)	節水広報	4
(2)	減圧給水制限実施広報	4
(3)	減圧給水制限解除広報	4
3	問合せ苦情等について	5
4	渇水対策について	6
(1)	南北融通施設活用	6
(2)	原水の確保	6
(3)	渇水対策本部の設置	7
5	給水制限	8
(1)	方法	8
(2)	対象	9
(3)	実施体制	9
(4)	作業時の移動手段	10
(5)	今後の検討すべき課題	10
6	給水制限適用除外範囲	11
7	大口需要者への制限	11
8	組織体制及び指示系統	11
9	渇水時の水源確保対策について	12
10	節水型街づくり	17
11	渇水対策経費	17

はじめに

本市では、平成6年8月から平成7年4月にかけて、かつて経験したことのない異常渇水に見舞われ、実に、264日間に及ぶ非常に厳しい給水制限を余儀なくされたことは、未だ記憶に新しいところです。

「あの教訓を忘れない」— 水道局は、この言葉を反省とともに刻み込み、この10年間、抜本的な解決先として「石木ダムの早期実現」を基本戦略として、短期・中期の対策を講じてまいりました。

当時と比較しますと、施設は若干の増強を実現、ダムの温存延命に多大な効果を発揮いたしております。

しかし、脆弱な水事情は、中期対策である「下の原ダム再開発（嵩上げ）」が、まだ、建設途中であったことや抜本的解消ができていない現状において、昨今の異常な気象に耐えるまでの力は、残念ながら、まだ、持ち合わせていないのが実情です。

今回の渇水による給水制限は、幸い恵みの雨と市民の皆様による節水のご協力により、平成17年7月2日から9日までの8日間という短期間で解決することができましたが、約10年ぶりの給水制限は改めて本市の水源不足を認識させられた形になりました。

ただ、今回の渇水対策で、「下の原ダム」の嵩上げが完成していたら、結果的に給水制限に入ることもなく、7月9日の降雨を待つ事が出来た事を考えれば、一日も早い「下の原ダム」の嵩上げの完成が待たれるものです。

短期対策	—	南北融通施設、小森川取水安定施設、川棚川暫定豊水施設 菰田導水増圧施設	※全て完成、稼働中
------	---	--	-----------

中期対策	—	下の原ダム再開発（嵩上げ）	※平成18年度完成予定
------	---	---------------	-------------

今回の渇水対策としては、次のような事項を基本戦略に据え、従来よりも早期に諸対策を講じたことにより、総じて市民生活、経済活動には影響を最小限に抑えることができたものと思われませんが、大きな成果として、市民の皆様による節水意識の高揚が、時間給水にも匹敵する大きな力を発揮することを改めて認識させられたことが挙げられます。

基本姿勢

- ① 大渇水の教訓を活かし、原水の確保と使用量の減少を二本柱とし、早め早めに対策を講じる。
- ② 時間断水は最後の手段として考えるが、まずは、市民生活に与える影響を最小限に抑えるため、可能な限り、影響の少ない方法を段階的に取り組み、その対策に全力を注ぎ、雨が降るまで持ちこたえる。
- ③ やむを得ず給水制限に入った場合は、公平な給水を確保する。
- ④ 最悪でも平成6年の大渇水でとった原水のトラック輸送は行わない。

水道局としては、今回の渇水対策を機に、再度「水資源は有限」との考え方に立ち、雨水や再生水の利用促進を図る「節水型街づくり」の方策を再構築し、長期的な安定水源の確保のため「石木ダム」の実現に全力を挙げなければならないと考えていますが、今後、再び、渇水に見舞われたときに備え、今回の渇水対策の成果と教訓を今後の対策に資するため、ここに総括として、ご報告いたします。

平成17年10月

佐世保市水道事業及び下水道事業 管理者 小 原 浩 己

一日平均給水量別日数調べ

年度 m ³ /日	11	12 (2000)	13	14	15	16 (2004)	17	18	19	20 (2008)	21	22	23	24 (2012)	25
～ 65,000												2	2	1	
～ 70,000	1						1		4	5	33	76	132	126	
～ 75,000	15	6	3	11	10	13	43	31	99	123	177	217	181	201	
～ 80,000	121	141	71	80	133	112	184	188	94	182	136	61	50	36	
～ 85,000	167	164	229	229	155	169	119	109	105	53	19	9	1	1	
～ 90,000	55	49	58	44	54	53	18	30	50	2					
～ 95,000	6	4	3	1	14	18		7	14						
～ 100,000		1													
100,001 ～	1		1												
一日平均	81,463	81,105	82,515	81,791	81,555	81,670	79,096	79,801	79,369	76,563	74,279	72,499	71,153	71,385	
一日最大	101,510	95,400	100,830	94,900	96,180	93,610	89,130	93,210	92,440	85,660	82,417	82,350	80,240	81,070	

※佐世保市水道局の「系統別配水量（月別調書）」及び「浄水場月報」に基づき作成した。

（作成者：宮野和徳）

2013年7月8日

佐世保市水道局長
川久保 昭 様

石木川まもり隊
水問題を考える市民の会

連絡先: 佐世保市稲荷町27-31 宮野和徳
電話: 0956-31-2782

佐世保重工業の使用水量の将来予測に関する公開質問書

佐世保重工業(株)(SSK)は5月17日に2015年度を目標とする「新中期経営計画」を発表しました。この計画は、昨年10月25日発表の「向こう3ヵ年の経営方針」を達成することが早くも困難になり、見直しを行ったものです。人員を250名削減して、770名体制にするという厳しい内容になっています。

一方、佐世保市水道局が今年1月に発表した新水需要予測において、将来の予測値を大きく引き上げる最大の要因となっているのは、SSKの使用水量の急増です。修繕船の売上高を2倍にするSSKの経営方針があることを理由にして、SSKの使用水量が2015年度以降は2011年度実績値の約5倍に急増するというものです(3ページの図1と図2を参照)。修繕船の売上高2倍がなぜ、SSKの使用水量5倍に結びつくのか、全く不可解な市の予測ですが、今回発表されたSSKの「新中期経営計画」で、その疑問がさらに鮮明になってきました。

以下、この問題について質問しますので、真摯にお答えくださるよう、お願いします。
7月22日までに文書でご回答ください。

1 SSKの経営計画と市の水需要予測との関係

今回発表の「新中期経営計画」では2015年度の艦艇・修繕船の売上高を95億円に下方修正しました。昨年10月の「向こう3ヵ年の経営方針」では2014年度の艦艇・修繕船の売上高は100億円でした。2011年度の艦艇・修繕船の実績売上高は86億円(総売上高661億円×13%)ですから、「新中期経営計画」の2015年度見込みは実績の1.10倍、「向こう3ヵ年の経営方針」の2014年度見込みは1.16倍です。

ところが、佐世保市水道局の水需要予測の資料では「SSKでは経営方針変更に伴い、修繕船の売上高を約2倍見込んでいる。」(「佐世保市上下水道事業経営検討委員会(石

木ダム再評価第1回目)」の配付資料2の56ページ)とし、それを理由に2015年度以降、SSKの使用水量を急増させています。

1. 10～1.16倍と2倍とではきわめて大きな違いがあります。SSKの経営計画では修繕船の売上高は1.10～1.16倍であるのに、なぜ市の予測では2倍に大きく膨れ上がるのか、その理由を明らかにしてください。

2 佐世保市水道局が使用したSSKの経営計画

佐世保市水道局が新水需要予測を行うにあたって、上記の「向こう3ヵ年の経営方針」や「新中期経営計画」以外で使用したSSKの経営計画があるならば、その経営計画の名称と内容と策定年月日を明らかにしてください。

3 修繕船の売上高2倍がSSK使用水量の5倍急増に結び付く理由

上述のとおり、修繕船の売上高が2倍になるという佐世保市が想定する根拠が不明ですが、問題はそれだけではありません。冒頭で述べたように、佐世保市水道局の新水需要予測では修繕船の売上高を2倍にするSSKの経営方針があることを理由にして、SSKの使用水量が2015年度以降は2011年度実績値の約5倍に急増するというまことに不可解な予測が行われています。「佐世保市上下水道事業経営検討委員会(石木ダム再評価第1回目)」の配付資料2の56ページに書かれている計算過程だけでは到底納得できませんので、修繕船の売上高2倍がSSK使用水量の5倍急増になぜ結び付くのか、その理由を明瞭且つ平易に説明してください。

また、修繕船の売上高2倍がSSK使用水量の5倍急増に結び付くという予測はSSKの同意を得たものかどうか、市の一方的な見解による予測であるかどうか明らかにしてください。

4 佐世保市水道の新水需要予測の見直しについて

1で述べたとおり、SSKが今回発表した「新中期経営計画」によって、佐世保市が新水需要予測で前提とした「SSKでは経営方針変更に伴い、修繕船の売上高を約2倍見込んでいる。」が事実ではないことが明らかになりました。SSKの「新中期経営計画」に基づいて、佐世保市は新水需要予測の見直しをする責務があります。このことについて市の見解を明らかにしてください。

以上

図1 SSKの修繕船受注隻数

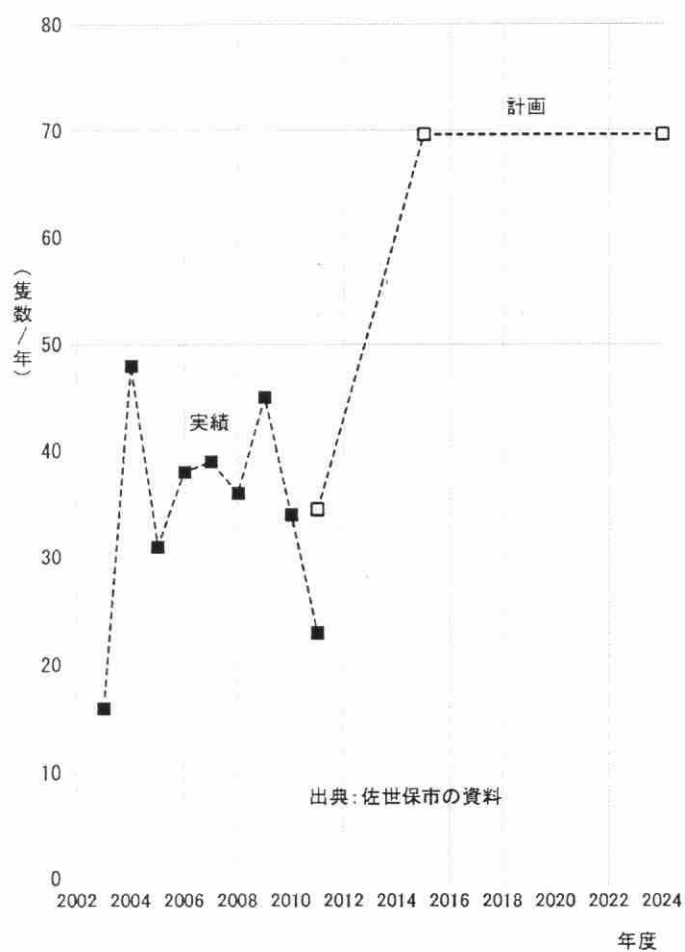
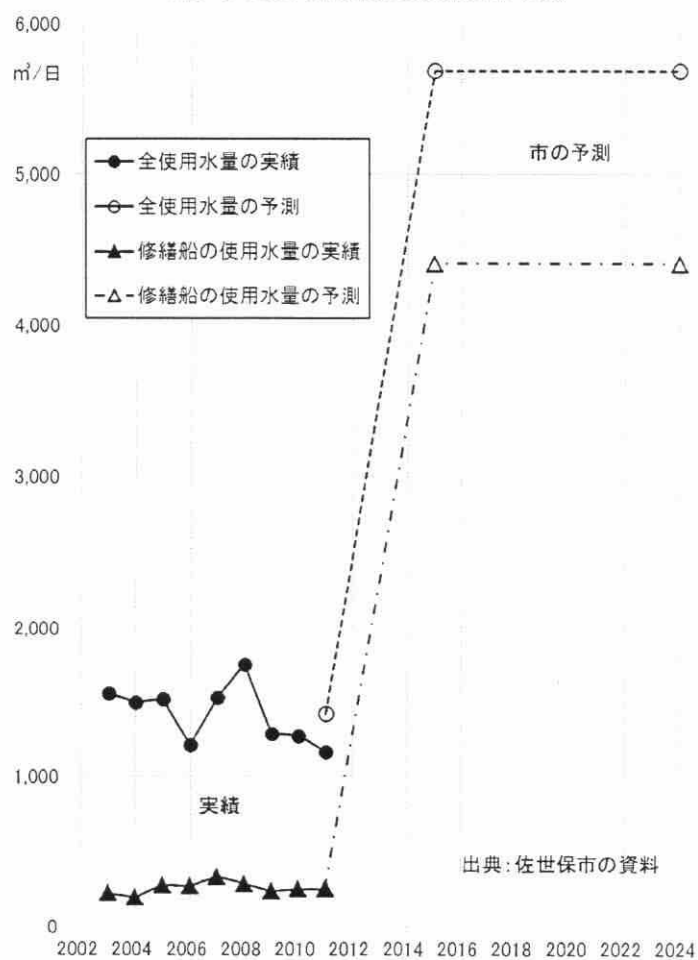


図2 SSKの使用水量の実績と市予測



25佐水事 第277号

平成25年7月24日

石木川まもり隊

水問題を考える市民の会 様

佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 川久保



佐世保重工業の使用水量の将来予測に関する公開質問書に対する回答

日頃より、佐世保市水道事業及び下水道事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。
平成25年7月8日付質問書について下記のとおりお答えします。

記

質問書において言及されています水需要予測については、国庫補助事業として継続採択して頂くために行ったものであります。平成24年度に再評価を行い、厚生労働省に事業継続と報告し、今年度事業費の国庫補助の内示が示されました。

本市としては、水道施設整備事業の評価実施要領等に基づき適正に再評価を実施し、厚生労働省から内示が示されたため、現時点において水需要予測の見直しは必要ないものと判断しています。

以 上
(水道事業課)

一日平均給水量一覧

単位：m³

年度 月	平 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
4	78,038	79,609	81,895	81,119	79,212	80,409	79,876	77,131	79,003	76,010	74,801	71,200	70,440	70,537	69,180
5	79,619	80,707	80,602	78,578	79,999	79,407	81,199	79,186	80,775	76,740	75,310	72,665	70,298	71,040	70,899
6	79,487	79,230	80,500	82,425	82,088	83,337	81,396	80,760	81,011	79,983	75,461	74,035	71,056	71,408	71,433
7	80,970	83,978	85,329	81,390	84,522	88,194	79,952	82,992	83,671	81,949	74,515	75,611	74,356	73,489	74,610
8	83,594	85,750	84,413	84,885	87,130	86,232	82,911	86,839	88,186	79,039	78,234	76,992	75,262	75,762	75,557
9	85,724	81,092	81,739	83,873	85,592	82,719	80,212	80,863	85,925	77,217	77,402	73,789	72,772	71,797	71,598
10	84,247	79,336	80,297	81,724	83,187	81,156	78,556	79,502	82,268	76,187	75,118	71,729	70,088	71,770	
11	81,965	79,411	83,355	81,058	79,920	80,016	77,710	77,392	77,396	74,387	72,748	71,449	69,582	70,177	
12	86,098	82,644	85,815	81,581	81,318	81,346	79,228	79,464	73,228	75,860	73,452	71,392	71,396	72,604	
1	79,361	80,982	83,106	80,532	80,066	79,707	76,355	77,845	73,213	74,105	72,220	71,358	69,850	70,673	
2	79,833	80,169	82,244	82,469	78,409	78,495	75,489	77,248	73,829	73,322	70,790	70,136	70,477	68,735	
3	78,491	80,097	77,020	81,970	77,034	78,703	76,011	78,045	73,755	73,684	71,063	69,321	69,335	68,319	
(一日平均)	81,463	81,105	82,515	81,791	81,555	81,670	79,096	79,801	79,369	76,563	74,279	72,499	71,153	71,385	
(一日最大)	101,510	95,400	100,830	94,900	96,180	93,610	89,130	93,210	92,440	85,660	82,417	82,350	80,240	81,070	

※①佐世保市水道局の「系統別配水量（月別調書）」及び「浄水場月報」に基づき作成した。

（作成者：宮野和徳）

②網掛けは、当該年度の最大値である。

③25年度は、①の正式文書に基づくものではないが、水道局に確認済みの数値である。

石木ダム建設促進佐世保市民の会 設立趣意書並びにご署名のお願い

水道は、私たちの日常生活を支える最も重要な施設であり、また産業・経済活動を支える上でも、欠かすことができない大切な施設です。

この水道の源となる佐世保市の水源は、小規模な六つのダムですが、その総貯水量はわずか二ヶ月分のたくわえしかありません。私たち市民が、安定した給水を受けるためには最低四ヶ月分の貯水量が必要です。このために、お隣りの川棚町や世知原町、吉井町、佐々町及び小佐々町に特別にお願いをして、水を分けてもらっており大変感謝いたしておりますが、これを合わせても佐世保市の必要量を満たすに十分でなく、毎年の渇水期はおろか、雨が降るべきシーズンに降らないと途端に本市の水道は危機にさらされ、その度に、私たちも天を仰いで雨乞いをしている状況であります。

市におかれても、このように不安定な水事情を解消するため、県が川棚町に建設を計画している石木ダムの実現に努力してこられたところですが、昭和四十七年に建設計画が発表されて以来今日にいたるまで、諸般の事情により実現を見るまでにいたっておりません。この石木ダムは、市内に新たにダムを造る適地がない本市にとりまして、最後に残された水源確保のための唯一の解決策であり、私たちもその建設実現に大きな期待をよせてきたところであり、また、特に今年のように給水制限の危機にさらされるなど、深刻な水不足の状況から私たちはさらにその思いを強くいたしているところでございます。

申すまでもなく、より豊かな水源の確保は私たち市民の永年の悲願であります。それはたんに私たちや子孫の生活用水を確保するというためのものばかりでなく、佐世保・川棚圏を中心とした県北地域全体の産業の発展や雇用の確保に欠かすことができないものであるからです。このように、水の確保が県北地域住民の生活に重大な影響を与えることから、一日も早くこの石木ダムを建設していただかねばなりません。そのためには私たちも、ダム建設予定地の方々が先祖伝来の土地を手放さなければならぬお苦しみを十分理解して、これらの方々が安心して生活できる環境整備や地域振興などに万全を尽くして、お願いをしなければならぬと思います。

石木ダム建設実現の成否は、川棚町や関係機関に対する市当局の対応ばかりでなく私たち市民の熱意も表明する必要もあろうかと存じます。皆様お一人おひとりが本市の切実な水事情を認識され、全市民が一丸となって『佐世保市には石木ダムが是非必要である』という願いと熱意を、地権者をはじめ関係機関や川棚町の方々にお願ひすることが、建設への糸口につながるものと確信いたすところであります。

そこで、私たちも市民の立場から石木ダム建設を促進するため『石木ダム建設促進佐世保市民の会』をつくって、全市民的な運動を推進することになりました。

つきましては、この会の運動の一環として、川棚町や関係者の方々に対し、石木ダム建設実現にむけて、私たち二十五万市民の切実な願いを署名に託すことにいたしました。どうか皆様には、『石木ダム建設促進署名欄』に真心込めた署名をよろしくお願いいたします。

また、後日、機会を設けまして会員の募集をいたしたいと考えておりますので、本会設立の趣旨並びに運動の発意をご理解いただき、多数の方のご加入を重ねてお願いいたします。

(参考) 石木ダムの概要

建設予定地	東彼杵郡川棚町川原地区
ダムの目的	① 川棚町の洪水防止や水田などのかんがい用水確保 ② 佐世保市の水道用水確保(一日六万トン取水)
ダムの容量	貯水能力 六四四万トン うち水道用 三九六万トン

平成元年二月

石木ダム建設促進佐世保市民の会設立発起人(順不同)

沢 田

悟(佐世保市町内公民館連絡協議会 代表)

つきましては この会の運動の一環として 川棚町や段保町の大家に申し 石木ダム建設促進
私たち二十五万市民の切実な願いを署名に託すことにいたしました。どうか皆様には、「石木ダム建設促
進署名欄」に真心込めた署名をよろしくお願いいたします。

また、後日、機会を設けまして会員の募集をいたしたいと考えておりますので、本会設立の趣旨並びに
運動の発意をご理解いただき、多数の方のご加入を重ねてお願いいたします。

(参考) 石木ダムの概要

建設予定地 東彼杵郡川棚町川原地区

ダムの目的 ① 川棚町の洪水防止や水田などのかんがい用水確保

② 佐世保市の水道用水確保(一日六万トン取水)

ダムの容量 貯水能力 六四四万トン うち水道用 三九六万トン

平成元年二月

石木ダム建設促進佐世保市民の会設立発起人(順不同)

沢田	時	悟(佐世保市町内公民館連絡協議会 代表)
犬塚	夫(佐世保商工会 所代表)	
湯口	與	一(佐世保市民生児童委員協議会 代表)
山口	歌杜子(佐世保市西部生活学校 代表)	
久保	忠	雄(佐世保市東部地区連合町内会連絡協議会 代表)
長嶋	俊	夫(佐世保市北部地区連合町内会連絡協議会 代表)
山口	喜	吉(佐世保市南地区町内連絡協議会 代表)
岩永	富士夫(佐世保市中部地区町内協議会 代表)	
川添	村一郎(佐世保市西部地区町内協議会 代表)	
三宅	禎太郎(佐世保市中央地区町内協議会 代表)	
松崎	末	男(佐世保市北地区町内協議会 代表)
高松	実	男(佐世保市九十九地区町内連絡協議会 代表)
角原	久	代(佐世保商工会 所婦人部 代表)
倉岡	み	ね(佐世保市町内公民館連絡協議会婦人部 代表)
村上	ト	ク(佐世保市婦人団体連絡協議会 代表)
村上	マ	ス(佐世保市農業協同組合婦人部 代表)
岩本	和	憲(佐世保青年会 所代表)
内海	松	雄(佐世保市老人クラブ連合会 代表)
岡田	磋	智夫(佐世保市医師会 代表)
竹田	愿	昭(佐世保市歯科医師会 代表)
田中	豊	一(佐世保市保健衛生組合連合会 代表)
松尾	健	一(佐世保市保健衛生組合連合会 代表)
川上	増	衛見(佐世保市水産振興協議会 代表)
宮島	増	衛見(佐世保市水産振興協議会 代表)
辻島	増	衛見(佐世保市水産振興協議会 代表)
宮島	増	衛見(佐世保市水産振興協議会 代表)
大石	芳	和(佐世保市農協組合代表)
坂口	光	廣(佐世保市農協組合代表)
田中	森	潮(佐世保市農協組合代表)
東正	雄	(長崎県建設業協会佐世保支部 代表)
弥富	勝	市(佐世保市食品衛生協会 代表)

石木ダム建設は市民の願い!

全市民の熱意を表わしましょう

石木ダム建設促進佐世保市民の会会則

(目的及び設置)

第1条 佐世保市の水資源確保のため、石木ダム建設の早期実現を促進することを目的に、石木ダム建設促進佐世保市民の会（以下「石木ダム市民の会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 石木ダム市民の会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 石木ダム建設の必要性についての啓蒙
- (2) 石木ダム関係機関に対する陳情
- (3) 川棚町関係住民に対する協力お願い
- (4) その他石木ダム建設のため必要と認める活動

(組織)

第3条 石木ダム市民の会は、第1条の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第4条 石木ダム市民の会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 庶務会計 1名
- (5) 監 事 2名

2 必要により、顧問若干名を置くことができる。

(会務)

第5条 会長は、石木ダム市民の会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務に参与する。

4 庶務会計は、庶務会計事務を担当する。

5 監事は、会計事務を監査する。

(会議)

第6条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

(事業費の構成及び管理)

第7条 石木ダム市民の会の事業費は、会費及び助成金等をもって構成し、予算及び決算については、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 石木ダム市民の会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第9条 会費は、個人会費一口200円、法人会費一口1,000円とする。

(事務所)

第10条 石木ダム市民の会の事務所は、会長の所属する団体の事務所に置く。

(細則)

第11条 この会則に定めるもののほか、石木ダム市民の会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附則

この会則は、石木ダム市民の会設立の日から施行する。

平成15年度収支決算報告書

収入の部

(単位:円)

	当初予算額①	補正額②	補正後 予算額 ③=①+②	決算額④	増減額 ③-④	備考
前年度繰越	¥85,436	¥0	¥85,436	¥85,436	¥0	
市助成金	¥1,500,000	¥0	¥1,500,000	¥1,500,000	¥0	
水道局補助金	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	
雑収入	¥64	¥0	¥64	¥5	¥59	預金利息
合計	¥1,585,500	¥0	¥1,585,500	A ¥1,585,441	¥59	

支出の部

区分	予算額①	流用額②	流用後 予算額 ③=①+②	決算額④	増減額 ③-④	詳細	金額
活動費	100,000	0	100,000	98,874	1,126	川棚川周辺環境保全活動費用 はっぴクリーニング 地元関係者挨拶まわり関係費用	¥82,620 ¥13,440 ¥2,814
消耗品費	80,000	44,548	124,548	124,548	0	川棚川環境保全活動清掃用具他 ポケットティッシュ「水を大切にする日」 理事会用式辞用紙	¥62,168 ¥61,719 ¥661
印刷製本費	65,000	81,998	146,998	146,998	0	市民の会 パンフレット 写真現像他	¥145,425 ¥1,573
通信運搬費	30,000	0	30,000	11,040	18,960	理事会用 案内、礼状、資料送付 川棚川清掃 依頼状、礼状送付 水を大切にする日参加依頼送付	¥6,880 ¥2,360 ¥1,800
賃借料	118,000	△ 11,016	106,984	101,075	5,909	川棚川清掃 バス借上げ料 理事会福祉会館使用料 広告塔用地賃借料	¥90,000 ¥6,665 ¥4,410
広告料	1,152,000	△ 115,530	1,036,470	1,036,470	0	バス車内放送広告料	¥1,036,470
委託料	0	0	0	0	0		
食料費	30,000	0	30,000	6,300	23,700	理事会用茶菓子	¥6,300
予備費	10,500	0	10,500	0	10,500		
計	1,585,500	0	1,585,500	B 1,525,305	60,195		

次年度繰越

[収入決算額]A - [支出決算額]B

1,585,441 - 1,525,305 = 60,136 (平成16年度へ繰越)

[監査報告]平成15年度収支決算について、監査の結果、適正であることを認める。

平成16年 6月11日

監事 長野孝道 (長野)

監事 深江猶弘 (深江)

平成16年 月 日

平成16年度収支予算書(案)

(単位:円)

収入の部

区分	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減額 ①-②	説明
前年度繰越	60,136	85,436	▲ 25,300	
市助成金	1,500,000	1,500,000	0	
水道局補助金	0	0	0	
雑収入	64	64	0	預金利息見込み
合計	1,560,200	1,585,500	▲ 25,300	

支出の部

区分	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減額 ①-②	説明
活動費	100,000	100,000	0	川棚川周辺環境保全活動 60,000 地元関係者訪問関係ほか 40,000
消耗品費	82,000	80,000	2,000	清掃道具等 10,000 事務用品 10,000 ポケットティッシュ(「水を大切にする日」配布用) 62,000
印刷製本費	15,000	65,000	▲ 50,000	写真現像(活動状況等)ほか 15,000
通信運搬費	30,000	30,000	0	行事開催時等事務連絡(80×28×6) 13,440 資料送付(580×6) 16,240
賃借料	118,000	118,000	0	理事会会場借上料 8,000 川棚川周辺環境保全活動バス借上料 105,000 (50,000×2×1.05) 広告塔用土地賃借料 5,000
広告料	1,080,000	1,152,000	▲ 72,000	市営バス車内放送 315,000 (25,000×1.05×12) 市営バス車体広告 360,000 (30,000×12) 西肥バス車体広告 360,000 (30,000×12) その他広報用 45,000
委託料		0	0	
食料費	130,000	30,000	100,000	理事会/意見交換会費用 130,000
予備費	5,200	10,500	▲ 5,300	慶弔経費として
合計	1,560,200	1,585,500	▲ 25,300	

1 日 時 平成11年12月13日 9時40分～16時00分

2 場 所 佐世保市水道局 3階会議室

3 出席者 委員会委員 : 山崎久子委員長、片渕俊郎委員、吉野秀雄委員、
平山源一郎委員、久野タケ委員

水道局 : 山下技術次長、太田経理課長、千布経理課長補佐
川久保水源対策室長、一瀬主査、松永主事

4 会議内容

① 委員長あいさつ

佐世保市民の生活にとって欠くことのできない水についての再評価について、皆さまのご意見を十分反映できるようにまとめていきたいと思うので、ご支援をお願いします。

② 再評価についての審議

委員長 : この委員会は、佐世保市当局から出された再評価結果についての審議ということなので、「利水から見た石木ダム建設事業は、継続と判断する」との結論がなされているが、それが妥当かどうかの審議をしていきたいと思います。活発なご意見ををお願いします。

現地も見て参りましたし、いろいろお感じになったこともあるかと思うのでざっくばらんにいろんなご意見を出していただきたい。

委員 : 結論は、皆さん一緒とは思いますが、慢性的な水不足、水需要がだんだん増えるとなると、石木ダムなくしては佐世保市の将来は見えてこない。絶対に必要だとの結論だと私は思う。何が何でもお願いしてということです。

委員 : たくさんの物が溢れる中で、水一つが足りないというのは、皆さん十分分かっていと思う。継続していかなければと思う。

委員 : 平成6年の渇水後に、市の担当者の皆さんは、非常に献身的な努力を払われて事後における水の安定確保と供給対策のために石木ダムの事業計画をなされ、相当苦勞なさっていることがうかがわれた。

前後を抜きにして、本日の説明と再評価の結果は、全面的に協力して賛同

して一日も早く完成してもらうようにお願いしたいと私は希望する。

委員： 水と安全はタダとよく言われているが、決してそうではない。

平成6年の渇水の時に、私どもは緊急に佐世保市経済に与える影響についての緊急レポートを8月から3ヶ月後までの3ヶ月間だけではあるがまとめた。その後も給水制限は続いた訳だが、その3ヶ月間だけでおおよそ57億円のロス損失が出ている。水だけではなく、有形無形の物も含めた売上げ減によるものであり、そのような経済的ロスが出ている。

今日の説明の中で、51億円の費用を使ったけれども何も形あるものが残っていないとの話があったが、レポートの57億円のロスも考え合わせると、水はタダではなく大変お金がかかることを再認識させられた。

本件の石木ダムは、早期完成 …… 着工も片方では進んでいるのだろうが、早期実現に向け市としては是非形あるものにして、孫子の代に伝えるためにも努力してほしい。

委員長： 私も初めて知ったが、いかに取水するかで市当局の皆さんが気を配られているのか良く分かった。

それとともに、慢性的な水不足でいつも表裏一体で不安を抱えながら運用していることもあり、ますます石木ダムは早期にとの意見が多かったが、再評価の項目の中で意見等はないでしょうか。

評価に関しては、異議があるところではないとの一致した意見のようでしたから。

委員： 四条橋取水場については、あれだけ上流部に人家があるような他の地域は、下水道がほとんど完備している訳であるが、ここでは家庭排水が全部あそこに入っている。

そうした中での水を、薬品などを使って浄化すれば立派な水になることは間違いないが、心情的に佐世保市民はそうした水を飲まなければならないのかと思えば、先ほど見た（木場の）水汲み場の水、そうした水でさえ浄化して飲むことになればありがたいと言う気がするので、是非何が何でも実現していただきたい。

同時に、あの地区の人にもご理解を頂いてということは当然である。

委員長： 事業の実現に向けてと言うのでは、意見が出ているようですが、今これからの水需要とかのこの見込みが出されているが、その辺はどうでしょうか。

これだけで足りるのかとか、もっとたくさん増えるのではないかとのご意見はないでしょうか。

委員： 平成25年の完成予定とのことですが、それが延びるかもしれないとのことですので、本当につないでいけるのかなという気がする。

今は、平成6年以降、給水制限という最悪の事態には至っていないが、心配な気がする。

このレポートの中には、長崎大学の水問題についての意見を聞いた中に、実現可能かどうかは分からないが、小さなダムをたくさん造って、海に船で備蓄してはどうかとの意見がある。

つないでいくには、そういう洋上備蓄の方法もあるのかなと思うが、もちろん費用対効果の問題がある。

片方では、洪水などもあっているが、そういったとりあえずのつなぎも必要かなと考える。

はたして（石木ダムが）できるまで絶対安全だと言い切れるのか。

委員： 一人でも絶対反対であれば、工事にもかかれなと思うが集团的に賛成しただけるとの見通しはあるのか。

水道局（川久保室長）： 絶対反対同盟は、話のできる方、できない方がそれぞれいる。

正直言って、全員が賛同いただける、ご理解いただけるというのは自信がない。やはり、数名の方は最後まで残られると思う。自分たちが今まで執ってきた行動からするとどうしてもという思いがあられると思う。

下釜ダムの室原さんの話も聞いているが、あの人も最後まで反対というのではなく、いったん入ってしまって、最終的に抜けられなかったとの事で、自分の資産を投じて反対運動をされているらしい。

反対すると言うことは、かなりの財産がないとできないとあの方はおっしゃっている。

そういう組織のトップの方々は、じゃあ賛成に回ろうかとはなかなか辛い。将来そう言う方々をどうなのかとの事はあるが、今のところ、県市町一体となってそう言う方を含めて努力して参ることにしている。

委員： そうした場合、何年計画でとは言いながらも先に越していく（予定よりも延びる）可能性があるのですね。

水道局（川久保室長）： 損失補償の調印をしたということは、単価は基本的に動かせない。ある一定期間内で終わらせないとバランスを欠くようになる。長くなると物価の上がり下がりなどいろんな事もある。

国の方も今までは、石木ダムには多くても4～5億円程度の予算しか付いていなかったのが、平成11年度には23億5千万円という桁違いの予算を付けている。

とにかく、補償を一気に済まかす方針でやっているの、県も絶対反対同盟対策の職員を新たに配置し、対策に乗り出すことで動き出しているの、これまでと違った、今後はいかにして絶対反対の皆さんからご理解を得るかとのことで、そちらの方にシフトしており全力を尽くしたいと思っている。

委員： 川棚の方は、従来は佐世保市の人は水々と言われるが、そうまで深刻に考えていないのではないか。川棚町民に対してのお願いしますとの意思表示も一部の人のみであると言うような講評を聞いていた。

そうした川棚町民の意識的には、佐世保市民を逆にどのように評価されているのか。

水道局とか、それぞれの立場の人だけはワンサワンサ言って、市民はそう感じていないのではないかと言うのが今までは大きな障害になっていたのではないかという気もしている。

水道局（川久保室長）： 石木ダム建設促進佐世保市民の会というのが組織化されており、これは全国的に見ても例がないものであり、全市民こぞってお願いしているという位置付けになる。

水源対策室が実は事務局であり、事務局の手法もまずかった点があるが、理事会という総会で予算、決算、事業計画を行うが、下部組織にうまく流れなかった。

この会は、平成元年に発足しており、時間が経っているので、お一人おひとりの住民の皆さん方にうまく伝わっていないとのご指摘があつて、各公民館長さんまで書類を下ろそうとしているような状況である。

たしかに私どもも、町の議員の皆さんから、佐世保市民の声が伝わってこないという話は聞いている。

そこで例えば、中央公民館などでいろんなグループが活動されているが、そういう方々にも積極的に機会を捉えて石木ダムの啓発ということで説明に行き、現地を見ていただいた団体もある。

地区でもあちこちに説明に来てくれとのことであれば、私ども積極的に、少なくとも川棚町からそういう声が聞こえてこないように努力していかなくてはならないと考えている。

委員： 川棚町民の皆さんも、以前の様なことなく、佐世保市民は是非ともとの考えであることは通じている訳ですね。

水道局（川久保室長）： 町の方で、川棚町の将来を考える会というのが組織化されている。石木ダム建設事業は、町にとってもメリットがあるとの位置づけで会が進められている。

非常にダム事業に推進的な立場の方々がメインになって動いておられ、石木ダム建設促進佐世保市民の会に相当する川棚町の会であると理解している。

委員長： 今回は、下の原ダムと四条橋取水場を見せてもらって、大変だなと言う感じがした。

石木ダムも着工が遅れることを考えて、ある意味では平成25年を一つの目標にこの事業を進めてあるが、場合によっては平成25年には次の分で、

佐々川と水利権

2013 年 4 月 15 日改訂

2013 年 9 月 30 日改訂

(文責：宮野和徳)

I 豊かな佐々川の流量

- 1 「時恰も昭和 18 年春浅い 2 月初旬、海軍技師小合虎馬二氏並びに佐世保市水道課長関谷徹雄氏と共に佐々川上流世知原町の現地を訪れた。目的は、その地点に於ける佐々川の流量観測であった。2 月といえば河川は渇水の時期であったが速製のノッチ板によって一日当たり数万トンの流量を観測することができたのである。」
(永元為市著『佐世保と水』61 頁)

昭和 15 年 3 月、菰田ダムが竣工したにも拘わらず軍都佐世保へは軍人軍属の転入が著しく、水の窮乏は困難の度を深めた。昭和 18 年秋から突貫工事。昭和 19 年には佐々川上流から補水することとなった。当時、給水対象人口は 30 万人を越えていたのではないか、という。

* 取水地点＝世知原町倉渕橋のもと * 取水量＝10,000 m³/日

※著者は、昭和 38 年 1 月佐世保市水道局長を拝命。同 46 年 12 月停年退職。

- 2 「佐々川取水経過」という文書がある。佐々川取水に関し、当時の流域 4 町、佐世保市、長崎県の三者間で継続的に協議が行われていたことを知ることができる貴重な文書である。これによると、昭和 56 年 11 月、佐々川取水対策協議会（佐々・吉井・世知原・小佐々の 4 町）と覚書を締結。この時交わした念書で、佐世保市は佐々川最下流で水量調査を実施することになった。59 年 4 月、3 ヶ年の水量調査をもとに、佐々川取水可能量の検討をコンサル会社に委託。その後、昭和 61 年 7 月の三者協議会の場に佐世保市から最下流部である新佐々橋地点における取水計画（20,000 m³/日）が提案され、協力要請を行ったことがこの文書から読み取ることができる。

* 水量調査期間（56.12.8～57.7.19, 57.8.10～58.3.31, 58.5.13～59.3.31 の 3 回）

- 3 佐々町は、水道用水を目的とする水利権（最大取水量 0.0278 m³/s＝2,400 m³/日）の許可期限が平成 21 年 3 月 31 日であったことから、2 月 12 日、更新の許可の申請を行った。この更新の許可申請書の添付図書に、佐々町の取水・浄水施設が所在する中川原免 56 番地 1 地先付近における「基準渇水流量」は 65,000 m³/日（0.753 m³/s）との佐々町の認識を示し、その旨の記載がある。
- 4 佐々町がコンサル会社に業務委託した「平成 20 年度 佐々町水道事業 佐々川流量解析業務委託」報告書には、平成 20 年 1 月～12 月まで 1 年間の佐々川の流量

測定を実施した結果は、神田市瀬橋地点における湧水流量は $0.662 \text{ m}^3/\text{s}$ ($=57,197 \text{ m}^3/\text{日}$) とあり、新佐々橋地点の流量を再現するには、概算的に流域換算すると $69.0 \text{ km}^2/60.0 \text{ km}^2$ により $0.761 \text{ m}^3/\text{s}$ ($=65,750 \text{ m}^3/\text{日}$) となる、とある。

II 水源に恵まれた佐世保市

- 1 佐世保市水道局は、佐世保市の地形的特性を、「急峻な山地が市街地付近まで迫っており、南側はほぼ海に接している。そのため、降った雨が、急峻な地形に沿って、海に流出しやすく、大河が形成されない」（佐世保市水道局が実施した「水道施設整備事業再評価」において再評価委員会に提示した資料）と主張するのが常である。3月22日開催の公聴会においても、「本市の地形的な特性であります、本市はご承知のとおり斜面都市であります。海と山が近接し平地が少ない。また大きな河川がないことから、降った雨は直ぐに海に流出し、水源確保が難しい特性があります」と公述した。公述人・佐々木廣志氏に至っては「滑り台と同じ状況」とまで譬えた。水道局や佐々木公述人の認識は自然を冒瀆するに等しい暴論である。
- 2 佐世保市には主要な河川として北から順に、佐世保川を除いていずれも二級河川である江迎川、佐々川、相浦川、佐世保川、小森川が流れ、隣町・川棚町には川棚川が流れている。

【県内二級河川ランキング：ベスト 20】（県土木部ホームページより抜粋）

	河川延長	流域面積	支川数	ダム
佐々川	①21.9 km	①86.0 km^2	6	
相浦川	②20.1 km	④69.2 km^2	13	菰田 転石 相当 川谷
川棚川	③19.4 km	②81.4 km^2	12	
小森川	⑬ 9.8 km	⑨28.3 km^2	3	下の原
江迎川	⑭ 9.7 km	⑮31.5 km^2	2	
佐世保川	○ 5.2 km	○14.7 km^2		山の田

※ 丸数字は順位。佐世保川は準用河川。

現在、佐々川の流域4町のうち3町（吉井・世知原・小佐々）は平成の大合併により佐世保市に編入されている。合併前の旧佐世保地区の視点でみると、佐世保市は南北に川棚川と佐々川を擁し、市内には相浦川、佐世保川、小森川が流れ、水源となる河川に恵まれた土地であるといえることができる。

相浦川には、上流に4つのダムがあり、加えて三本木取水場（ $4,500 \text{ m}^3/\text{日}$ ）、四条橋取水場（ $18,000 \text{ m}^3/\text{日}$ ）、最下流部に相浦取水場（ $4,500 \text{ m}^3/\text{日}$ ）がある。この相浦取水場は「安定水源」に位置付けられている。

このことから、「降った雨は直ぐに海に流出し、水源確保が難しい特性がある」

との認識や、「滑り台状況」とかの譬えは事実を反し、誤っているのは明白である。

3 旧佐世保地区の水源の概要

【6つの既設ダム】

竣工	名称	貯水量 (千 m^3)	取水能力 (m^3 /日)
① 明治41年 3月	山の田	551	6,300
② 昭和3年 3月	転石	233	2,700
③ 昭和15年 3月	菰田	1,462	12,600
④ 昭和19年 7月	相当	400	5,700
⑤ 昭和31年 3月	川谷	1,610	13,300
⑥ 昭和43年 12月	下の原	2,182	14,800
合計		6,438	55,400

【参考：ダム以外の相浦川の水源】

相浦取水場 (4,500 m^3 /日)

四条橋取水場 (18,000 m^3 /日)

三本木取水場 (4,500 m^3 /日)

明治22年、海軍・鎮守府が開庁されて以来、急激な人口増を追いかけるように次々とダムが造られてきた。その経緯はともかく、水道水源としては貴重な財産。先人の偉業に感謝し大切にされるべきである。

4 佐々川の既得水利権

水利権者(目的)	最大取水量(m^3 /日)	
①相浦火力発電所(汽缶用水)	4,800	電力需要期のみ稼働 必要水量約100 m^3 /日
②佐々町(水道用水)	2,400	
③佐々町(かんがい用水)	23,200	期間限定：6月20日～10月7日
④佐世保市(水道用水)	5,000	集水用(→菰田ダム) 期間限定
⑤佐世保市(水道用水)	1,440	旧吉井町
⑥佐世保市(水道用水)	1,095	旧世知原町
合計	37,935	

【参考：川棚川の既得水利権】

①佐世保市(水道用水)	15,000	ほかに5,000 m^3 /日の暫定豊水水利権
②川棚町(水道用水)	7,500	取水口は2ヶ所(川棚川、石木川)
③波佐見町(水道用水)	1,500	
合計	24,000	

Ⅲ 佐々川の渇水流量・維持流量

1 佐々川下流部（新佐々橋地点）の基準渇水流量は 65,000 m³/日以上！

新佐々橋地点の少し上流に、佐世保市の上水道用及び佐々町のかんがい用取水口、九電・相浦発電所の汽缶用取水口、佐々町の上水道用取水口がある。これらが佐々川の最下流部付近に集中していることになる。

これまで河川管理者（長崎県）は佐々川の流量調査を実施したことがなく、流量調査に基づくデータを有していない。

佐々町は、新規水利権の取得を念願していることから、許可申請を行うために自らコンサルタント会社に業務委託し、平成 20 年 1 月～12 月の 1 年間の流量調査を実施した。業務委託報告書（前出）によると、各地点の基準渇水流量は神田市瀬橋地点＝57,200 m³/日、新佐々橋地点＝65,750 m³/日である。

※基準渇水流量とは、10 年に 1 回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量（年間 355 日流量）のこと。

2 佐々川最下流部の河川維持流量は、17,000 m³/日未満！

文書開示請求により入手した資料や、聴取した事実から 3 つの数値が出てくる。

まず、①17,000 m³/日と②58,000 m³/日の数値について

松本美智恵、宮野由美子の両氏と私の 3 人は平成 23 年 3 月、同道して佐々町役場を訪問した。河川課長ほか 2 名と面談。この時、以下の事実を聴取した。

『佐々町は、長年の悲願である新規水利権取得のため、平成 20 年 1 月～12 月まで 1 年間の流量調査をコンサル会社に業務委託し、その調査解析結果の報告を受けて長崎県と新規水利権について協議した。その際、県（の担当者）から、佐々川の河川維持流量は 58,000 m³/日である。したがって、新規水利権を認めるに足る流量の余裕は無い、と言われた。従来、河川維持流量は 17,000 m³/日と聞いていたので大変驚いた。このため新規水利権の取得を断念した。』

次に③39,650 m³/日について

佐世保市水道局が業務委託したと思われる資料（の一部）がある。B 5 版・100 頁はあるかと思われる資料である。しかし、文書の保存期間経過により廃棄済のため今では入手することができない。この資料中にあるのが 39,650 m³/日である。

（1）佐々川の維持流量は決まっていない！

私たち 3 人は、佐々町役場訪問の帰途、長崎県県北振興局に立ち寄り、河川課の職員と面談し、佐々川の河川維持流量の数値について質問した。その答えは、

『佐々川の河川維持流量は正式に決まったものは無い。これから河川整備基本方針を定め、河川整備計画を策定する中で決定されることになるが、その作業がいつ開始されるか、まだ何も決まっていない。』

であった。

このことから河川管理者の長崎県は、佐々川の河川維持流量の数値をその時々

に恣意的な使い分けをしている節がうかがわれる。

(2) 佐々川の維持流量は $17,000 \text{ m}^3/\text{日}$ 未満！

既に河川整備計画が策定済みである川棚川と比較してみる。佐々川の新佐々橋地点と川棚川の山道橋地点は、それぞれ最下流部であるということで近似しているから、ほぼ同一規模の両河川を比較しても大きな誤差は生じないと考えられる。

「ダム の 再 検 証」において、長崎県が第1回検討の場に提示した資料によると、山道橋地点における河川維持流量は $0.12 \text{ m}^3/\text{s}$ ($=10,368 \text{ m}^3/\text{日}$) とされている。佐々川が延長及び流域面積で川棚川を若干上回る規模の河川であるという条件のもとで、新佐々橋地点における河川維持流量を山道橋地点の約 $10,000 \text{ m}^3/\text{日}$ 以上で、かつ上記3つの数値で最も近い $17,000 \text{ m}^3/\text{日}$ 未満とするのは妥当ではないだろうか。

※河川維持流量とは、河川の適正な利用及び河川の流水の正常な機能を維持できる最低限の流量のこと

IV 佐々町のかんがい用水利権23,200 $\text{m}^3/\text{日}$ は典型的な遊休水利権！

1 佐々町のかんがい用水利権

佐々町は、かんがい用水の目的で佐々川に、しろかき期及び普通かんがい期（6月20日から10月7日まで）に最大取水量 $0.269 \text{ m}^3/\text{s}$ ($=23,200 \text{ m}^3/\text{日}$) の許可水利権を有している。但し、2年前に若干の見直しがあり、現行は $0.265 \text{ m}^3/\text{s}$ ($=22,900 \text{ m}^3/\text{日}$) である。

水利使用者は、毎日の取水量を測定し、年ごとにその結果をまとめて、翌年の1月31日までに報告することとされている。情報公開請求によって河川管理者から入手した平成12年から同24年まで13年間の取水結果報告によると、13年間に取水実績のあった日数は、

12年＝2日 17年＝25日 19年＝11日 合計38日

である。

ところで、平成17年及び19年は、佐世保市が減圧給水制限を実施した渇水年であったから、両年に取水実績があったのは当然といえる。取水結果報告書から両年の一日平均取水量を計算すると、

17年＝ $3,272 \text{ m}^3$ 19年＝ $3,275 \text{ m}^3$

である。

13年間の取水日数が38日、渇水年であった両年の一日平均取水量が $3,300 \text{ m}^3$ 弱にすぎない。この水利権は典型的な遊休水利権であると断言できるだろう。

※遊休水利権とは、権利が実行されていない水利権のこと。

2 河川管理者の怠慢！

「水利権には許可期間があり、通常 10 年とされている。当該許可について再検討し、又は遊休水利権（流水の占用の許可を受けながら、その流水の占有が現に実行されていない水利権）を排除する等の機会を河川管理者に与えている。水利権を実行しない者は、権利の上に眠る者であるばかりでなく、その遊休水利権が他の緊急かつ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる可能性が大である。従って、遊休水利権は、許可期間の満了と共に消滅すると考えるべきである。」

（『改訂版・河川法解説』149～150 頁）

この水利権が設定されたのは昭和 46 年頃である。以後平成 11 年まで約 30 年間の取水結果報告は、文書の保存期間経過のため入手できない。しかし、渇水年を除き、近年の実績同様に取水ゼロの年が多かったのではなかと推測される。

実質的には遊休水利権でしかないを権利を長年排除しないで放置してきたのは河川管理者の怠慢であり、その責任は重大である。

3 ようやく遊休水利権を見直す動き

この水利権は、平成 23 年 3 月 31 日が 10 年間の許可期限であったことから、佐々町は、更新の許可の申請を行った。これに対し、河川管理者は、同年 4 月 1 日付けで許可期間を 1 年とし、平成 24 年 3 月 31 日を許可期限とする更新の許可を行った。しかも、水利使用規則の当該条項に、「許可期限の 1 月前までに取水量を見直し、更新申請をすること」という異例の付記をした。河川管理者は、明らかにこの水利権を排除する方向で検討に入ったものと推測された。

ところが、平成 24 年 3 月 31 日期限の更新の許可申請に対し、またしても同 24 年 3 月 30 日付けで許可期間を 1 年とし、同 25 年 3 月 31 日を許可期限とする更新の許可を行った。しかも今回は何の付記もない。更新の許可申請書によると、佐々町は、河川管理者が求めていた「取水量の見直し」について、「かんがい面積に対する必要水量を把握するため、河川及びため池等の水源について、既設水源量の現状確認を行う段階であり、確認及び調査に期間を要している」（一部抜粋）と弁解している。

その 3 月 31 日の期限は到来したが、遊休水利権の排除を決断するのかどうか、筆者の電話照会になぜか確答を避けている。これに先立ち私たちは、3 月 15 日付けの「遊休水利権に対する意見書及び質問書」を県知事宛に提出した。これに対し、4 月 3 日、県北振興局の担当課長から「文書では回答しない。現在協議の段階であり、水利権の申請事務に支障を来すから回答できない」旨の連絡があった。

なお、更新の許可申請書及び許可書について 4 月 4 日、情報公開請求を行った。

【補遺】

河川管理者は、上記 3 月 15 日付け質問書に回答しないばかりか、平成 25 年 3 月 31 日期限の更新の許可申請に対し、三度、同 25 年 3 月 29 日付けで許可期間を 1 年とし、同 26 年 3 月 31 日を許可期限とする更新の許可を行った。もちろん

何の付記もない。

V 九州電力・相浦火力発電所の許可水利権について

情報公開請求により入手した資料によると、九州電力相浦火力発電所に付与されている水利権量は、昭和 46 年当時 14,000 m³/日、昭和 59 年当時 11,000 m³/日であった。その後、さらに見直され、現行は 4,800 m³/日である。

相浦発電所の取水施設は佐々川の下流部である新佐々橋から数十km上流の地点にあり、特筆すべきは、取水方法は表流水ではなく伏流水を取水していることである。

同発電所（1号機＝375,000kw、2号機＝500,000kw）の汽缶用水として現実に 4,800 m³/日が必要なのかどうかという問題がある。私は同発電所に電話で訊ねたことがある。その際、2基稼働中に必要とする汽缶用水量は約 100 m³/日という回答であった。ボイラーで燃料を燃やして高温高压の蒸気をつくり、この蒸気でタービンを高速回転させて発電機で電気をつくり、タービンを回した蒸気は復水器で冷やされ再び水になってボイラーに戻るとというのが発電システムだから、回答は納得のいくものである。

VI まとめ

佐々川において、水道用水及び農業用水に供するために取水可能な最下流部は新佐々橋地点である。この地点において、佐々川の流量に余裕があるか否か、この視点で情報公開請求により入手した資料等をもとに検討したのが本稿である。

結論として、十分に余裕があることが認められる。その一方で、河川管理者の怠慢と、“余裕”ある流量を隠蔽する体質が明らかになったといえる。

《簡単なまとめ》

基準渇水流量＝65,000 m³/日以上

河川維持流量＝17,000 m³/日未満

既得水利権

佐々町（水道用水）＝2,400 m³

佐々町（かんがい用水）＝23,200 m³ * 遊休水利権

相浦発電所（汽缶用水）＝4,800 m³ * 伏流水

☆佐々川の新佐々橋地点における新規水利権が許可される余裕流量、すなわち、【新規許可水利権対象量の最大値】は、いくらか。

$65,000 - (17,000 + 2,400) = \underline{45,000} \text{ (m}^3\text{)}$ である。

2013年3月15日

長崎県知事 中村 法道 様

佐世保市稲荷町27-31

宮野 和徳

同 所

宮野 由美子

佐世保市潮見町1-30-1311

松本 美智恵

「遊休水利権」に対する意見書及び質問書

- 1 2級河川佐々川に関し、河川管理者が付与した水利権（水利使用者：佐々町、最大取水量0.269m³/S。以下「東部灌排水利権」「23,200m³/日」という。）は、平成12年以降ほとんど取水実績が無く、水利権が実行されていない典型的な遊休水利権である。したがって、平成23年3月31日の許可期限の経過により水利使用者の権利は消滅したものである。ところが河川管理者は、その後も許可期間を1年とする変則かつ異例の更新の許可を繰り返している。

遊休水利権は、「他の緊急かつ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる可能性が大」（『逐条解説河川法』）であるから、河川管理者には、水利使用者による毎年の取水実績報告を基にして遊休化していた東部灌排水利権を是正する責任があるのに、これを漫然と放置してきたものである。

- 2 東部灌排水利権は当初、水利使用者を長崎県として昭和46年に設定され、その後昭和60年に水利使用及び土地の占用が長崎県から佐々町に譲渡されて今日に至っている。

なお、東部灌排施設は佐々東部土地改良区が委託を受けて管理している。

- 3 東部灌排水利権は、しろかき期及び普通かんがい期（6月20日から10月7日までの110日間）に許可された水利権である。平成12年から同24年まで13年間の取水実績報告書に基づく取水実績（取水日数、総取水量、一日平均取水量）は次のとおりである。

	日数	総取水量	一日平均取水量
①平成12年	2日	11,410m ³	5,705m ³
②平成17年	25日	81,790m ³	3,272m ³

③平成19年 11日 36,030m³ 3,275m³

※ その他の年＝取水ゼロ

4 3の①～③を佐世保市の「渇水対策の実施状況」に照らして検証してみる。

ア) 平成12年の2日は、5月11日と12日である。この年の佐世保市は渇水対策を実施していない。なお、2日間とはいえ許可期間外の違法取水である。

イ) 平成17年の25日は、6月18日～7月12日まで連続25日間である。この年の佐世保市は6月20日渇水対策会議、同27日渇水対策本部設置、7月2日から9日まで（減圧）給水制限を実施している。したがって、かんがい用水としての取水であると考えられる。一日平均取水量は3,272m³である。

ウ) 平成19年の11日は、8月24日～同31日、9月22日及び23日、10月1日の11日間である。この年の佐世保市は、8月、9月、10月の降水量が平年の半分程度であった。11月15日渇水対策本部設置、同23日から（減圧）給水制限を実施している。したがって、かんがい用水としての取水であると考えられる。一日平均取水量は3,275m³である。

5 渇水年であった平成17年及び19年の東部灌排水利権に係る取水実績は、上記4に見るとおり一日平均で約3,200m³である。そうすると、23,200m³/日は過剰に付与された権利量であることが明らかである。数字の偶然とはいえ、過剰な権利量はちょうど20,000m³/日相当と認められる。すなわち、東部灌排水利権23,200m³/日のうち20,000m³/日は完全な意味で遊休水利権であると指摘できる。

河川管理者は、20,000m³/日の遊休水利権を是正することなく長年放置しておきながら、佐々川を“パンク河川”（「自然の基準渇水流量が先占しつくされた河川（『同前掲書』）」呼ばわりするが、これは当たらない。

6 昭和46年から平成11年までの取水実績も平成12年以降の取水実績と大同小異ではないかと容易に推測できる。そうすると、長年にわたり河川管理者が、20,000m³/日の遊休水利権を放置していた結果、「他の緊急且つ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げていた」ことになる。その責任は重大であると指摘せざるを得ない。

7 東部灌排水利権の是正方法として4つのケースが考えられる。

①現行の23,200m³/日の水利使用の全部を永久に廃止する。

②全部廃止する。その上で、（渇水時など）緊急に必要なが生じる場合に備え、河川管理者主導のもと、緊急事態における対応策を関係者間で協議し確立しておく。

- ③全部廃止する。その上で、水利使用者は必要水量を精査し改めて許可の申請を行う。
④23, 200m³/日の権利量を実績値に基づいて見直し、更新の許可を行う。

8 7の①のケースは、河川管理者も水利使用者も選択し難いであろう。同②のケースは十分考慮に値すると考える。佐々川の流水の有効・適正な活用の観点からも、また渇水時の農業用水の確保の観点からもまったく問題はない。河川管理者の指導性が問われるのみである。同③と同④のケースは権利量において同じ結論になるものと考えられる。

河川管理者は、東部灌排水利権について、3月31日の許可期限の到来を目前にして権利量を見直し、通例にしたがって10年を許可期限とする更新の許可の方針かもしれない。この場合、権利量の算出は合理的であることが求められる。上記4で示した平成17年及び19年の“実績値”を根拠にした算出が最も合理的である。逆に言うと、実績値に基づかない権利量や、実績値とかけ離れた権利量は合理性が無く誤りである。仮に3, 200m³/日を超える権利量が付与されると、その超える部分は最初から「遊休水利権」の運命にあり、「他の緊急且つ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる」ことになる。このような間違いは犯すべきではない。④のケースの場合（是正方法としては最も妥当と思料する）、権利量は3, 200m³/日を超えることがあってはならない。

【質問】

- 1 上述のとおり、東部灌排水利権は、渇水年の取水実績が一日平均で約3, 200m³にすぎなかったし、河川管理者はこの事実を当然知っていなければならなかった。ところが、この水利権が設定されてから今日まで長年にわたり権利量を見直すことなく放置されてきた。それは何故ですか。
- 2 上述のとおり、東部灌排水利権23, 200m³/日のうち20, 000m³/日は完全な遊休水利権である。この遊休水利権が、「他の緊急且つ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げていた」ことは否定できない。佐々町又は佐世保市が新規水利権の許可の申請を行えば、20, 000m³/日の範囲内で水利権が付与されることになる。このように考えていいですか。
- 3 上記20, 000m³/日について、これは遊休水利権ではないとか、この範囲内で新規水利権は付与されないとされる場合、その理由を具体的に示してください。

なお、各質問については、3月25日必着で文書にて回答をお願い致します。

(以上)

連絡先：宮野和徳（0956-31-2782）